

Let's Try ボルダリング〜クライミングによるまちおこし〜 VOL.3

7月14日のボルダリング講習会には、大勢の方にご参加いただき、ありがとうございました。今回は、当日皆さんにご協力頂いたアンケートに基づき、話題を展開していきます。

最初にボルダリングの目的をお聞きしたところ、1位筋力アップ、2位運動不足解消、3位ストレス発散の順でした。運動不足を解消しストレスを発散すれば、健康増進間違いなしです。どんどんご利用ください。

次に新たな施設に期待することをお聞きしたところ、1位体力向上、2位技術の向上、3位仲間づくりとなりました。ここでも運動することで、健康増進につなげようとする意志が感じられました。そして、仲間づくりにつなげたいということで、普段の生活をより充実したものにとしようとする意欲も感じ取れました。とても素晴らしいことです。

最後に、核心に触れる質問、新たな施設の利用料の希望をお聞きしました。結果は、平均で大人750円、子供380円でした。よりリーズナブルな料金設定を期待し



ていることがよくわかりました。料金を抑えることで利用回数の増加につなげるのも運営方法として「有り」なのかもしれません。町では、今回のアンケート結果を参考にしながら、今後の施設整備を進めていきます。

オープンは来年4月です、ご期待ください!

問合せ ● 小鹿野庁舎・総務課 まちづくり推進室 ☎26-6581

文化財ノート No.17

問合せ◆教育委員会社会教育課☎75-0063

◆「日尾荊山展」準備進行中◆

2019年は、当町出身で江戸時代後期に江戸で活躍した儒学者・国学者日尾荊山(1789~1859)の生誕230年、没後160年にあたる記念すべき年です。町では11月から12月にかけて「小鹿野が誇る大学 日尾荊山展」(仮称)を開催する予定です。

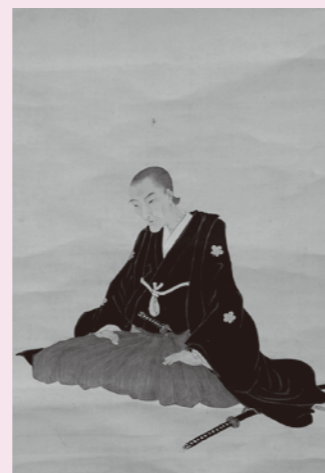
荊山は、日尾根古屋に生まれ幼時から好んで書を読み、漢文を作り、神童と称されました。16歳で江戸に出て儒学者亀田鵬斎に入門し、当時の学問を究めます。実践を重んじ、実践は至誠とありといい、後に湯島に私塾「至誠堂」を開きます。また国学講究の必要をとなえ、詩・歌・書に優れた力を発揮し多くの門人を育て、71歳で江戸に

没するまで多くの著書を著しました。妻くに子や娘直子も優れた学者で、荊山没後は直子が学問を継ぎ「竹陰女塾」を開きました。

日尾荊山については平成5年から同郷の元小鹿野町長故守屋勝平氏により精力的な顕彰活動が行われ、荊山・直子らの書や遺品など190点が町に寄贈されました。平成14年にはそれらを公開する「日尾荊山資料展」を開催しましたが、その後も多くの研究者による調査・研究が進み明らかになったことも多くあります。

今回の展覧会では、町で所蔵している貴重な資料のほかに新たに明らかになった郷土出身の大学者の事跡を広く紹介します。

続報は、11月号に掲載予定です。



日尾荊山肖像



東京都荒川区西日暮里修性院に建つ顕彰碑

両神山麓花の郷 『ダリア園』開園

9/29日
ダリアまつり

地元ボランティアの皆さんが運営している両神山麓花の郷ダリア園で、丹精込めて育てたダリアが咲き誇ります。



皆様のご来場をお待ちしています。

開園期間 ● 9月1日(日)~11月3日(日)

開園時間 ● 9:00~16:30

環境整備協力金 ● 400円

問合せ ● 両神庁舎・おもてなし課☎79-1100

両神農林産物直売所感謝祭

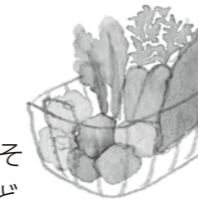
日時 ● 9月15日(日)10:00~14:00

場所 ● 両神農林産物直売所

(道の駅「薬師の湯」隣)

内容 ● たらし焼き・みそポテト販売、みそおでん無料試食・ポン菓子無料配布など

問合せ ● 両神庁舎・産業振興課☎79-1101



正午の放送を変更します

町の観光振興を目的に昭和60年に制作された「小鹿野まつり音頭」の普及を図るため、9月9日(月)から試験的に防災行政無線の正午をお知らせするメロディを小鹿野まつり音頭へ変更します。

ご理解、ご協力をお願いします。

放送期間 ● 9月9日(月)~10月31日(木)(予定)

放送時間 ● 正午(12:00)の放送

問合せ ● 小鹿野庁舎・総務課☎75-1221



10月1日から幼児教育・保育の無償化が開始されます!

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する場合

対象児及び利用料

■ 3~5歳児 = 無償化

ただし、保護者から実費で徴収している費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は対象外*です。

■ 0~2歳児 = 住民税非課税世帯のみ無償化

*給食の食材料費は、原則保護者負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯、第3子以降の子どもなどの副食費は免除されます。第3子以降の子どもの算定基準はこれまでの保育料の多子減免と同じ扱いとなります。

対象施設及び事業

幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業も無償化の対象となります。



幼稚園の預かり保育を利用する場合

対象児及び利用料

■ 無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

■ 利用日数に応じて、最大月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

認可外保育施設等を利用する場合

対象児及び利用料

■ 無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

■ 3歳児から5歳児までの子どもは月額37,000円まで、0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の子どもは月額42,000円までの利用料が無償化されます。

対象施設及び事業

■ 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も無償化の対象となります。

問合せ ● 詳しくは、小鹿野庁舎・住民生活課 子育て包括支援室までお問い合わせください。☎75-4101